

議案第232号

福岡市宿泊税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に鑑み、宿泊税に関する帳簿等の電磁的記録による保存等に係る承認制を廃止する等の必要があるによる。

福岡市宿泊税条例の一部を改正する条例

福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第2項中「であって、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第3項中「であって、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第18条第1項及び第2項中「であって、市長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第3項中「又は第2項の承認を受けている者」を「の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者」に、「において、当該承認を受けている関係帳簿又は関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）」を「には、当該関係帳簿又は当該関係書類」に改め、「市長の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた関係帳簿書類」を「関係帳簿又は当該関係書類」に改める。

第19条から第22条までを削る。

第23条中「第17条各項」を「第17条第1項、第2項若しくは第3項前段」に、「第18条各項」を「前条各項」に、「の承認を受けている関係帳簿書類」を「に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類」に、「当該関係帳簿書類」を「当該関係帳簿又は当該関係書類」に改め、同条を第19条とし、第24条から第27条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市宿泊税条例（以下「新条例」という。）第17条第1項及び第18条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する関係帳簿（新条例第17条第1項に規定する関係帳簿をいう。附則第5項において同じ。）について適用する。
- 3 新条例第17条第2項及び第18条第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる関係書類（新条例第17条第2項に規定する関係書類をいう。附則第5項において同じ。）について適用する。
- 4 新条例第17条第3項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる同項に規定する関係書類について適用する。
- 5 新条例第18条第3項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録（地方税法（昭和25年法律第226号）第748条第1項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。